

府中町営住宅入居者募集申込みのしおり

本町住宅

府 中 町 建 設 部 建 築 課
〒735-8686 府中町大通三丁目5-1
TEL 082-286-3174

目 次

1. 募 集 の あ ら ま し	1
2. 申込みから入居まで	1
3. 申 込 資 格	2
子育て世帯の資格	2 ～ 3
4. 収 入 基 準	4
(1) 月収額の算出方法	4
(2) 収 入 の 種 類	5
(3) 所 得 の 合 算	5
(4) 収入基準早見表	6
(5) 年間総所得金額から差し引く各種控除	7
(6) 具体的な計算例	8 ～ 9
5. 申 込 方 法	10 ～ 11
6. 入居者の選考方法について	12 ～ 13
7. 注 意 事 項	14
(1) 申込みにあたっての注意事項	14
(2) 申 込 後 の 注 意 事 項	14
(3) 入居にあたっての注意事項	14
(各種添付書類の様式等)	
府中町営住宅入居申込書の記入例 ..	15 ～ 16
同 意 書	17
婚 約 証 明 書	18
退職・退職予定証明書	18
給 与 支 給 証 明 書	19
収 支 明 細 書	20
現住所案内図及び間取り	21

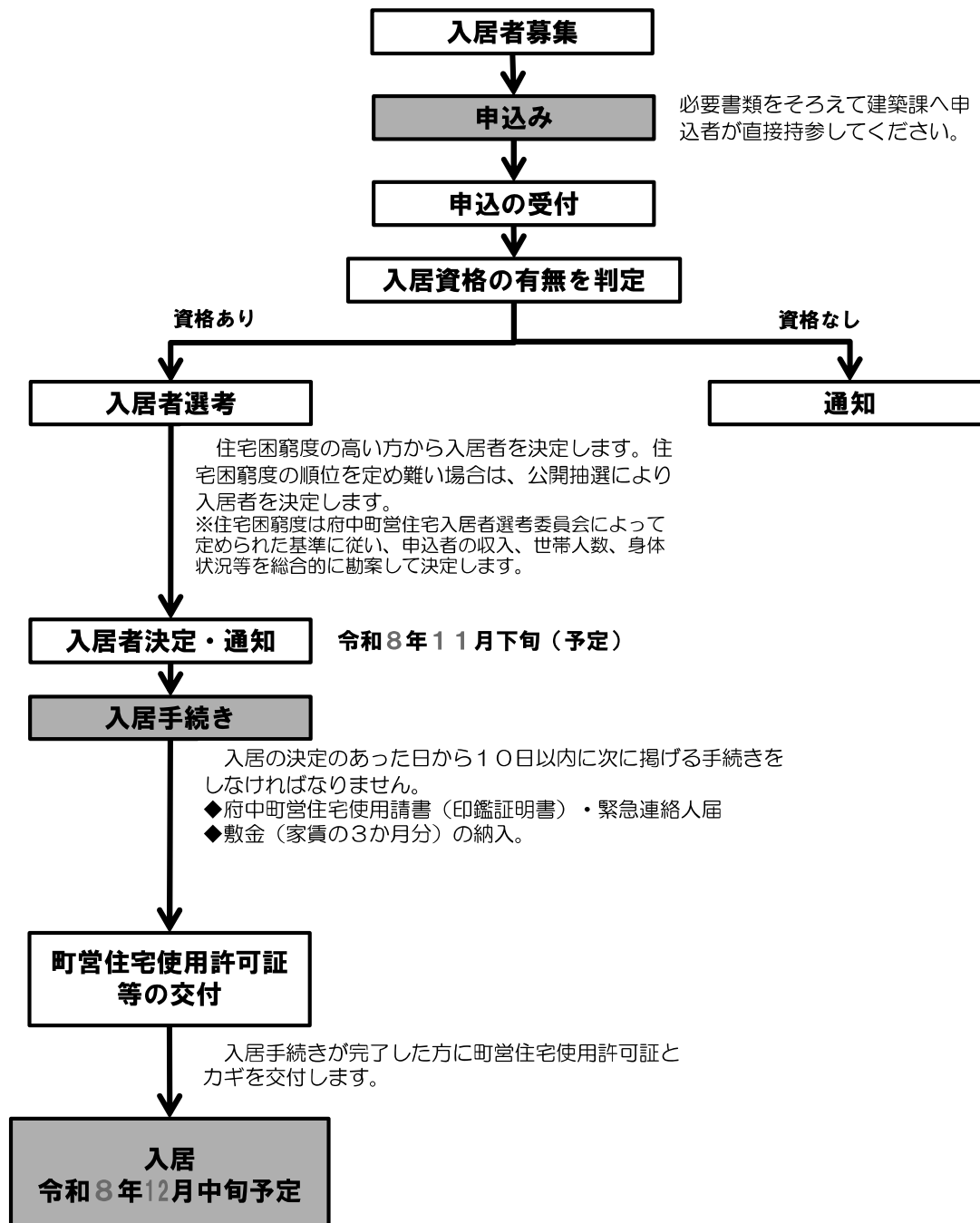
1. 募集のあらまし

転居等の理由により空き室となった町営住宅の入居者を募集します。

町営住宅の入居申込みをされる場合、収入基準をはじめ住宅の困窮度、同居親族などいろいろな資格要件がありますので、この「しおり」を最後までよく読んでお申し込みください。

また、申込受付の審査の際、持参していただく書類がありますので、必要書類をよくお確かめください。募集する住宅の詳細や、受付日時などについては、別紙「府中町営住宅募集一覧」をご覧ください。

2. 申込みから入居まで



3. 申 込 資 格

子育て世帯の資格

世帯の定義（本町住宅に限る。）

子育て世帯	平成20年4月2日以降に生まれた同居親族のいる世帯
-------	---------------------------

町営住宅に申し込まれる子育て世帯の方は、次の①～⑦のすべての条件を満たしていることが必要です。

①申込者が成人であること。

②同居または同居しようとする親族がいること。

◆夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含む。）又は親子を主体とした家族であること。

◆家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。

③世帯の収入（月収額）が158,000円以下であること。

「世帯の収入」とは、入居しようとする家族全員の収入の合計です。

★裁量階層における入居資格の緩和

次に掲げる裁量階層の世帯に該当する場合は、特に居住の安定を図る必要があるため、入居収入基準(月収額)は、一般世帯より高い214,000円までとなります。

→裁量階層の世帯は、世帯の収入(月収額)が158,000円を超えても、月収額214,000円以下であれば申込資格があります。

裁 量 階 層 の 世 帯		提出書類（写しで可）
身体障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯	身 体 障 害 者 手 帳
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方（最重度～中度）がいる世帯	精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
老人のみの世帯、老人と児童のみの世帯	入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上である世帯	住 民 票 の 写 し 住民票記載事項証明書 (外国人の方は外国人登録済証明書)
未就学児世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子ども（小学校就学前の子ども）がいる世帯	住 民 票 の 写 し 住民票記載事項証明書 (外国人の方は外国人登録済証明書)
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方がいる世帯	戦 傷 病 者 手 帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生大臣の認定を受けている方がいる世帯	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて5年を経過していない方がいる世帯	引 揚 証 明 書
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者に、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書

④現在、住宅に困っていること。

次のような方が該当します。

例) ◆住宅用でない建物に住んでいる。

◆世帯人数に比べて、著しく部屋が狭い。

◆他の世帯と炊事場又は便所等を共同で使用している。

◆収入と比べて、著しく家賃が高い。

◆家主等から正当な理由により立ち退き要求を受けている。

※ 持ち家のある方、公営・公団・公社の住宅の使用名義人は、原則として申込みできません。

⑤申込者が府中町内に住んでいるか、勤務をしていること。

◆住民票や在職証明書等でその事実が確認されなければなりません。

⑥市町村民税を完納していること。

◆市町村民税を免除されている人はこの限りではありません。

⑦申込者及び同居親族が暴力団員（※）でないこと。

（※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員。）

留意点
府中北交流センターは、児童センター・集会所を兼ね備えており、児童の健全育成・子育て支援・世代間交流の場となることを目指しています。 本町住宅は、同センター内に設置されていることから、特に子育てに適した住環境とみなし、一部を『子育て世帯向け住宅』として入居期限付き優先入居枠を設定しています。 子育て世帯向け住宅に係る入居期限は、同居親族のうち、最も若い者が18歳を迎えた日以降の最初の3月31日までとします。

4. 収入基準

町営住宅の申込みには、あなたの収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。

次の計算方法により、あなたの収入が基準内かどうかを確かめてください。

(1) 月収額の算出方法

- ① 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。
- ② 各々の年間総所得金額から個別の控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を差し引いたものを12で割り、月収額を算出します。

《算式》

$$\boxed{\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{年 間 総} & - & \text{個 別 の} \\ \hline \text{所得金額} & & \text{特別控除} \\ \hline \end{array}} - \boxed{\begin{array}{|c|c|c|} \hline \text{一 般 控 除} & + & \text{そ の 他 の} \\ \hline & & \text{特別控除} \\ \hline \end{array}} \div 12$$

＝ 世帯の月収額 （小数点以下は切捨ててください。） （この金額を下の表にあてはめてください。）

月 収 額	申 込 資 格
158,000 円以下	一般世帯の申込資格あり
214,000 円以下	裁量階層の申込資格あり
214,000 円を超える	なし

※ 一般世帯と裁量階層については、2ページの説明を参照してください。

※入居後、引き続き3年以上居住し、かつ月収額が158,000円（裁量階層の世帯は214,000円）を超える場合は収入超過者となり、住宅を明け渡す必要性が生じます。

(2)収入の種類

収 入 計 算 の 対 象 と な る 収 入	収入計算の対象とならない収入
申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。 ◆国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。） ◆給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト・パート等の収入も含む。） ◆事業による所得（生命保険の外交員等の収入も含みます。） ◆日雇い等による所得その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの。	◆生活保護の扶助費 ◆各種の原爆被爆者手当 ◆雇用保険金 ◆労災保険金 ◆休業補償 ◆遺族が受給している恩給及び年金 ◆障害年金、障害福祉年金 ◆母子年金、母子福祉年金 ◆老齢福祉年金 ◆給与所得者の一定額までの通勤手当 ◆仕送り ◆学費に充てるために給付される奨学金などの非課税所得、及び、退職金・譲渡所得などの一時的な所得

(3)所得の合算

次のような場合は、所得を合算して計算してください。

- 申込世帯の中で、2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例：年金と給与、給与と事業所得等）は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算。
- 1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ているとき（例：2か所以上から給与を得ている。2種類の年金を得ている等）は、まず、総支給額を合算してから年間総所得金額を算出します。

(4)収入基準早見表

表1では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みできるかどうか判定できます。

- ①給与所得者が1名
- ②特別控除がない（次ページ表3参照）

上記の事項に該当する方は、源泉徴収票(令和7年度分)の支払金額欄に記載されている金額を申込家族数に応じて表1にあてはめてください

表1 収入基準の年収早見表

月収額 (円)	申込みができる年間総収入金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	2,968,000 未満	3,512,000 未満	3,996,000 未満	4,472,000 未満	4,948,000 未満	5,424,000 未満

※ 表2では、次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みできるかどうか判定できます。

- ①事業所得者又は前ページの所得の合算をした場合
- ②特別控除がない（表3参照）

表2 収入基準の年間所得早見表

月収額 (円)	申込みができる年間総所得金額（円）					
	申込み家族数（申込者を含む）					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000 以下	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下

(5)年間総所得金額から差し引く各種控除

表3 各種控除一覧表 (各年齢については、入居可能日を基準日とします)

区 分	控 除 名	控 除 対 象 者	控除額
一般控除	同 居 者 控 除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
個別の特別控除	寡 婦 控 除	合計所得金額(※)が500万円以内のうち、次のいずれかに当てはまる方（ひとり親控除に該当する方を除く） ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(見届)」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 27万円 (所得が27万円以下の方はその所得金額)
	ひ と り 親 控 除	婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち次の3要件全てにあてはまる方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にあるものがない ②生計を一にする子がある（他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額が48万円以下の子に限る） ③合計所得金額が500万円以下 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします。	1人につき その人の所得から 35万円 (所得が35万円以下の方はその所得金額)
その他の特別控除	障 害 者 控 除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳などを交付されている方	1人につき 27万円
	〔特別障害者〕 〔控 除〕	(身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級等)	〔1人につき 40万円〕
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者 控 除	一般控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老 人 扶 養 親 族 控 除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方	1人につき 10万円
給与年金控除	特 定 扶 養 親 族 控 除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方（配偶者を除く）	1人につき 25万円
	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	申告者本人又は同居予定親族のうち、給与所得者又は公的年金に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円未満である場合には、当該合計額	一人につきその人の給与所得又は公的年金等に係る雑所得から 10万円 (所得が10万円以下の方はその所得金額)

※「総所得金額等」、「合計所得金額」は所得税法の取扱いに従います。

(6) 具体的な計算例

① 申込家族4人（障害者3級1人）、給与所得者2人の場合

申込者の総収入金額 3,000,000 円 ⇒ 所得金額 1,920,000 円
 妻の総収入金額 1,500,000 円 ⇒ 所得金額 850,000 円

合計所得金額 同居親族控除 障害者控除
 $(1,920,000 \text{ 円} + 850,000 \text{ 円}) - \{ (380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) + 270,000 \text{ 円} \}$
 $= 1,360,000 \text{ 円}$

$1,360,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 113,333 \text{ 円}$



月収額 158,000 円以下なので、「申込資格有り」

.....

② 申込家族3人（申込者が38歳の女性で夫と離婚、子供2人を扶養している） で年収 2,500,000 円の給与収入がある場合

申込者の総収入金額 2,500,000 円 ⇒ 所得金額 1,570,000 円

合計所得金額 同居親族控除 寡婦控除
 $1,570,000 \text{ 円} - \{ (380,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) + 270,000 \text{ 円} \} = 540,000 \text{ 円}$

$540,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 45,000 \text{ 円}$



月収額 158,000 円以下なので、「申込資格有り」

.....

③ 中途採用者で1年間の給与の支給を受けていない人

次の算式により年間推定収入額を求めます。

算 式

年間推定総収入額 = $\frac{\text{*総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ 月} + \text{賞与}$

*総収入金額とは、給与の支給を受けた月の合計額（ただし、採用された日が月の2日以降の場合は、その月を除く。）

例：申込家族2人、申込者の勤務月数9か月で給与 2,400,000 円
 （採用月15日勤務 100,000 円、賞与 300,000 円）の場合

$2,400,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \text{総収入 } 2,300,000 \text{ 円}$

$\frac{2,300,000 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円}}{8 \text{ 月}} \times 12 \text{ か月} + 300,000 = 3,300,000 \text{ 円}$

年間推定総収入金額 3,300,000 円 ⇒ 所得金額 2,130,000 円

所得金額 同居親族控除

$2,130,000 \text{ 円} - 380,000 \text{ 円} = 1,750,000 \text{ 円}$

$1,750,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 145,833 \text{ 円}$



月収額 158,000 円以下なので、「申込資格有り」

- ④年の途中で事業を開始した人で1年分の事業所得を得ていない人
次の算式により年間推定所得金額を求めます。

算 式
年間推定所得金額＝ $\frac{\text{営業した月所得金額の合計}}{\text{営業月数}} \times 12 \text{ 月}$

例：申込家族2人、申込者の営業月数9か月で所得 1,296,961 円の場合

$$\frac{1,296,961 \text{ 円}}{9 \text{ 月}} \times 12 \text{ 月} = 1,729,281 \text{ 円}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{年間推定所得金額} & \text{同居親族控除} & \\ 1,729,281 \text{ 円} & - & 380,000 \text{ 円} = 1,349,281 \text{ 円} \end{array}$$

$$1,349,281 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = \underline{112,440 \text{ 円}}$$



月収額 158,000 円以下なので、「申込資格有り」

5. 申 込 方 法

必要書類を用意して、直接申込者本人が申込受付場所へ持参してください。
受付日時と場所は、別紙「府中町営住宅募集一覧」をご覧ください。

【必要書類】

①府中町営住宅入居申込書・同意書

→15・16ページの記入例を確認し、記入してください。

②申込者と同居親族全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(本籍の省略可)

※外国籍の方は、「続柄」及び「国籍又は地域」の記載がある住民票の写しが必要です。

③家賃帳又は契約書（←現在居住している住宅の家賃がわかるもの）

④現住所案内図及び間取り（21ページ）（←案内図は大きな目標物を記入）

⑤次に該当する場合に必要な書類（コピーを提出）

内 容	必 要 な 書 類
婚約中の方	婚約証明書（18ページ）
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
ひとり親世帯 ※ 児童扶養手当の支給要件に該当する世帯	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療の受給者証 その他戸籍謄本等でひとり親世帯であることを確認できる書類
心身障害者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳
原爆被爆者世帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のどれか
引揚者世帯	引揚者証明書、支給決定通知書（中国残留邦人等の帰国者）
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書
DV被害者	裁判所の保護命令書、女性相談支援センター等の証明書など
災害により家屋が滅失した方 及び都市計画などにより立退きを要求されている方	り災証明書等それを証明する書類
非課税収入世帯 収入計算の対象とならない収入 （5ページ参照）	非課税収入が確認できる書類

⑥世帯内で令和7年以降に収入状況の変化があった場合に必要な書類

(コピー可。ただし、様式1・2、退職証明書等を除く。)

《無職・無収入となった場合》

内 容	必 要 な 書 類
失業中の方	雇用保険受給資格者証、離職票、その他失業の証明となるもの(会社の退職証明書など・18ページ)
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

《年金を受給するようになった場合》

内 容	必 要 な 書 類
国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金を受けている方	年金証書、恩給証書、源泉徴収票、最新の年金改定通知書、年金支払通知書(ハガキ)など

《給与所得者で就職又は勤務先が変更した場合》

勤務の状況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和7年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	受付日前月までの1年間 (採用されて1年未満の方は採用された月から受付日の前月まで。)	給与支給証明書(様式1・19ページ) ※勤務先で証明書を作成してもらうこと。

《事業所得者となった場合》

営業の状況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和7年1月2日以降に現在の事業を開始している方	受付日前月までの1年間 (事業開始して1年未満の方は事業開始の月から申込受付日の前月まで。)	税務署提出確定申告書の控え(受付印のあるもの)または収支明細書(様式2・20ページ)。

※町外にお住まいの方又は令和7年1月1日時点で

町外にお住まいだった方が必要な書類(コピー可)

必 要 な 書 類	説 明
申込者と同居親族全員の住民票の写し ※申込日時点で町外にお住まいの方のみ	3ヶ月以内に交付されたもの
令和7年度 住民税課税台帳記載事項証明書 (所得証明書)	令和7年1月1日に住民登録していた市町村の税務課などで発行します。 16歳以上の世帯全員分が必要です。 同居者(妻子など)が無収入の場合も必要です。
申込者と同居親族全員(課税されている方)の市町村民税納税証明書	滞納がない旨の証明書

6. 入居者の選考方法について

入居の申し込み数が、入居可能な戸数を上回った場合、下記の条例に基づいた判定方法で住宅困窮度を点数化し入居者を決定します。

※同じ点数の人が複数いる場合は、公開抽選を行います。

府中町営住宅設置及び管理条例<抜粋>

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して※¹ 著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者※²
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者※³
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者※⁴

2 町長は、前各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

<用語の説明>

※1： 「他の世帯と同居して」とは、親・子の世帯との同居は除きます。

※2： 住生活基本法に基づいて国が示した、最低居住面積水準以下の場合または炊事場や便所が共同の場合をいいます。

※3： 「収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者」とは、現在の家賃が公営住宅法に定める算出方法による政令月収の50%を超える場合

※4： 「前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者」とは、次の①～⑥のいずれかに該当する場合をいいます。

① ひとり親世帯

児童扶養手当法第4条第1項各号のいずれかに該当する者の世帯

② 老年者世帯

単身65歳以上の者又は申込者が65歳以上でかつ同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者からなる世帯

(ア) 配偶者

(イ) 18歳未満の児童

(ウ) 障害の程度が「障害者世帯」に該当する者

(エ) 65歳以上の親族

③ 障害者世帯

入居者若しくは同居し又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する者の世帯

(ア) 戦傷病者で、恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり戦傷病者手帳の交付を受けている者

(イ) 身体障害者手帳の交付を受け4級以上の障害がある者

(ウ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者又は同程度と認められる知的障害者（最重度 A、重度 A、中度 B）の者

④ 多子世帯

18歳未満の児童が3人以上いる世帯

⑤ 原爆被爆者世帯

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受け、医療特別手当、特別手当又は健康管理手当を受けている者がいる世帯

⑥ 海外引揚者

7. 注 意 事 項

(1) 申込みにあたっての注意事項

- 申込みは、1世帯1戸に限ります。
2戸以上申し込まれると全ての申込みが無効となります。
- 申込書などに不正な記載があった場合は、無効となります。
- 受付後の申込書の内容変更は一切できません。
- 世帯を不自然に分離したり、統合して申し込むことはできません。

(2) 申込後の注意事項

- 婚約者と申込む場合は、次のことを注意してください。
 - ・ 申込み後、婚約者が変わった場合は入居できません。
 - ・ 入居可能日から3か月以内に婚約者が入居できない場合は入居できません。
 - ・ 婚姻後1か月以内にそれを証明するもの（戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等）を提出していただきます。
- 申込書の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
※ 申込み後の家族の増減は、出生・死亡以外は認めません。入居時に1人となったとき(単身者を除く)又は申込者本人が入居しなくなったときは入居できません。

(3) 入居にあたっての注意事項

- 入居決定のあった日から10日以内に町営住宅使用請書（緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類が必要）の提出及び敷金（入居時家賃の3か月分）を納付していただきます。
- 申込書に記載された全員が入居可能日から15日以内に入居できない場合は、失格となります。
- 住宅の家賃は、入居世帯の収入額及び住宅の広さ、立地、古さ等によって変わります。
- **入居名義人の死亡又は退去に伴う入居承継が認められる者は、原則として現に同居している配偶者及び高齢者等に限ります。**
- 入居後、3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 次のような場合は、入居されても退去していただきます。
 - ・ 不正な行為によって入居したとき。
 - ・ 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - ・ 正当な理由によらずに15日以上住宅を使用しないとき。
 - ・ 住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
 - ・ 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為があったとき。
 - ・ 入居者または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると判明したとき。

府中町営住宅入居申込書の記入例

適格・無資格・失格 辞退・保留	申込者の氏名を記入してください。
--------------------	------------------

府中町営住宅入居申込書

府中町長

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

フリガナ **フチュウ タロウ**
氏 名 **府中 太郎**

「府中町営住宅入居者募集申込みのしおり」の記載事項を了承のうえ、府中町営住宅への入居を申込みます。また、この申込書を提出するにあたり、申込資格（「申込みのしおり」2～3ページ）があることを誓約するとともに、次のこと

● この申込書の記載内容及び申込資格 平成20年4月2日以降に生まれた同居親族の有無について、どちらか該当する方を○で囲ってください。

● この申込書の記載内容が事実と相違する場合及び申込資格がないことが判明した場合、失格とされても異議を申し立てないこと。

申込住宅	住宅名 本町住宅	間取り 3DK	平成20年4月2日以降に生まれた同居親族 有 ・ 無
------	--------------------	-------------------	--------------------------------------

住宅に困窮する実情
収入が少ないうえに現在の家賃が高く、生活が苦しい。現在の借家は坂の上の不便な場所で、高齢者・障害者である自分には負担が大きすぎる。

※ 申込者に平成20年4月2日以降に生まれた同居親族がいる場合は、子育て世帯向け住宅への申し込みとなります。当該住宅には入居期限があり、同居親族のうち最も年齢の低い者が18歳を迎えた日以降の最初の3月31日までが入居期限となります。

※3DKは3人以上の世帯が申し込み可能です。

1 申込者の世帯の状況

申込者の 現在の 住所	住 所	連 絡 電 話
〒735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	・ 自宅(082)123-4567 ・ 携帯
申込者	氏 名 続 柄 生年月日(年齢)	勤 務 先 名(学 校)
	府中 太郎 本人 大・昭・平・令 25年5月5日(66)	TEL()
同居しようとする親族	府中 花子 妻 大・昭・平・令 26年6月6日(65)	TEL()
	府中 一郎 長男 大・昭・平・令 45年7月7日(46)	〇〇株式会社 TEL(082)57-8910
	大・昭・平・令 年 月 日()	TEL()
	大・昭・平・令 年 月 日()	TEL()
別居親族	同居しようとする親族全員を記入してください。 ※「同居しようとする親族」欄に記入していない者を、本町住宅への入居が決定した後に同居者の一存で同居させることはできません。	勤め先・通学先のある者は、その名称及び連絡先を記入してください。
	府中 つばき 母親 大・昭・平・令 3年8月3日(88)	TEL()
特別控除 該当者の数	障害者(うち特別障害者) 特定扶養親族 70歳以上の扶養親族 ひとり親 寡婦	
	1人(1人) 1人 1人 1人 1人	

申込者、同居者又は別居扶養親族のうち障害者・特定扶養・寡婦又はひとり親の者がいる場合に記載してください。

用語の定義

- 障害者：心身障害があり、手帳などを交付されている者
- 特別障害者：精神・身体に重度の（身体障害1～2級、精神障害1級など）障害がある者
- 特定扶養親族：年齢が16歳以上23歳未満で、所得税法上の扶養親族と認められる者
- 寡婦：夫と死別又は離別した後婚姻していない者で、扶養親族を有する者
夫と死別した後婚姻していない者で、合計所得金額が500万円以下の者
- ひとり親：婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない人のうち次の3要件全てにあてはまる方
 - ①事実上婚姻関係と同様の事情にあるものがない
 - ②生計を一にする子がある
(他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない総所得金額が48万円以下の子に限る)
 - ③合計所得金額が500万円以下

申込者、及び同居しようとする親族の中に、1から8の項目のいずれかに該当する者がいれば、その項目を○で囲ってください。

2 裁量階層の区分の該当の有無

次の各項目のいずれかに該当する方のみ、該当する項目に○印を付けてください。

申込者又は同居しようとする親族に次の各事項に該当する者がいる場合	
(1)	☒ 1 身体障害者(1級～4級) 2 精神障害者(1級又は2級) 3 知的障害者(最重度～中度) 4 戦傷病者(特別項症～第6項症、第1款症) 5 原爆被爆者(医療特別手当、特別手当受給者) 6 引揚者(引揚げ後5年を経過していない者) 7 同居しようとする親族に、小学校就学の始期に達するまでの子ども(小学校就学前の子ども)がいる。
(2)	8 申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上である場合

3 住宅に困窮している状況(該当する事項に○印を付け、必要事項を記入してください。)

(1)	1 住宅以外の建物に住んでいる。	建物の種類	事務所			
	2 保安上著しく危険な建物に居住している。	2又は3の状況				
	3 衛生上、風教上不適当な居住状態にある。	老朽化がひどく、崩れそう。				
(2)	☒ 4 借家に居住している。					
	5 間借りしている。					
	6 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。(親、子の世帯同居は除く。)					
	6の状況	知人と同居していて、互いにプライバシーが保てない。				
	7 住宅がないため親族と同居することができない。					
(3)	7の状況	部屋がせますぎるため子供と同居できず、親に預けている。				
	8 現在住んでいる住宅					
	ア 県営住宅 イ 市町村営住宅 ウ 公団・公社住宅 エ 持家 オ 親の持家					
	☒ カ 民間借家 キ 間借、雑居、社宅、独身寮 ク その他()					
(4)	入居申込者現世帯人数	3 人	現住居床面積	35.3 m ²	現住居畳数	12 畳
	炊事場は	ア 専用	☒ イ 共同	である。		
(5)	便所は	☒ ア 専用	☐ イ 共同	である。		
	☒ 9 自己の責めによらない立退要求を受けている。	理由	大家のアパート取り壊し計画			
(5)	10 家賃又は部屋代(賭費、光熱費等は除く。)	55,000 円				

※太枠のみ記入してください。

氏名	総収入額	控除		計算欄	
		種類	人数	控除額	
		同居親族			この欄には、 記入しないでください。
		別居扶養親族			
		特別障害者			
		70歳以上の扶養親族			
		特定扶養親族			
		寡婦・寡夫			
				公営住宅法上の年収額	月額収入
A		控除額合計	B	C = A - B	D = C / 12
裁量階層の有無		有	無	申込資格	適・否

申込者が現在住んでいる住宅について、1から9の項目の中から、「住宅に困窮している状況」としてあてはまるものに○をつけ、具体的な状況を記入してください。

現在の住宅の家賃又は部屋代を記入してください。(賭費・光熱費等を除く。)

※この記入例はあくまでも一例です。
ご自分の状況に照らして正確にご記入願います。

令和 年 月 日

府 中 町 長 様

申込者
住 所
氏 名

同 意 書

府中町営住宅の申し込みを行うので、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条及び第25条に規定する入居者資格及び入居者の選考等に関する、私と同居親族の下記情報について、公簿により調査することについて同意します。

	氏 名	生 年 月 日	続 柄
1		T・S・H・R 年 月 日	世帯主
2		T・S・H・R 年 月 日	
		下記情報について、公募により調査することについて同意します ☐	
3		T・S・H・R 年 月 日	
		下記情報について、公募により調査することについて同意します ☐	
4		T・S・H・R 年 月 日	
		下記情報について、公募により調査することについて同意します ☐	
5		T・S・H・R 年 月 日	
		下記情報について、公募により調査することについて同意します ☐	
6		T・S・H・R 年 月 日	
		下記情報について、公募により調査することについて同意します ☐	

記

- 1 全員の住民基本台帳に関する情報
- 2 申込者と同居親族全員の町県民税課税台帳に関する情報
- 3 申込者と同居親族全員の納税状況に関する情報
- 4 申込者と同居親族全員の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する情報

以上

婚 約 証 明 書

申込者氏名 _____ 印 (年 月 日生)

住 所 _____

婚約者氏名 _____ 印 (年 月 日生)

住 所 _____

上記の両名は、 年 月 日婚約成立し、 年 月 日
(結婚式場名) 挙式予定であることを証明します。

令和 年 月 日

<関係者>

氏 名 _____ 印 TEL () —

住 所 _____

申込者との関係 _____

退 職 ・ 退 職 予 定 証 明 書

住所 _____

氏名 _____

退職 (予定) 年月日 令和 年 月 日

上記の者が、当社を (退職した ・ 退職予定である) ことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者 _____ 印 (TEL () —)

給 与 支 給 証 明 書 (様式 1)

※ 現在の勤務先へ前年の 1 月 2 日以降に採用されている人は、以下の事項の証明を受けてください。

氏 名	住 所	採用年月日	勤務年数
(T ・ S ・ H 年 月 日)			

支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				・ ・			
・ ・				合 計			
・ ・							

控除対象配偶者の有無等		扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本人が		老年者	寡婦	寡夫	扶養親族名 と続柄
有・無	老人	老人 特定	その他	特別	その他	特 別 障 害 者	その他の 障 害 者				
		人	人	人	人	人	人				

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払った・支払う予定であることを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地
名 称 及 び
代表者氏名

印 T E L
担当者
氏 名

印

(注) 勤務して 1 か月の給料を受けていないときは勤務先で雇用条件に基づき受給する賞与及び 1 年分の給与証明を受けること。

※ 恩給 (年金) 雇用保険、その他

氏 名	名 称	証 書 番 号	受 給 金 額	期 間

収 支 明 細 書 (様式2)

令和 年 月 日

1	所得者の住所	
	氏 名	

2	業 種 名	
	事業所所在地	

3	事業開始年月日	
---	---------	--

4	事業期間	年 月 日 ～ 令和 年 月 日
---	------	---------------------

5 月別収支内訳

[illegible]

※ 支出の部には、税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

現住所案内図及び間取り（大きな目標を記入すること）

（現住所案内図）

（間取り）

入 居 に あ た っ て

1. 敷金は、家賃の3ヵ月分で、入居手続きの際に納付していただきます。
2. 入居に際し、緊急連絡人が必要です。
また、緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類（住民票や公共機関の請求書の写しなど）が必要となります。
3. 家賃は、毎月末日までに納付しなければなりません。
家賃を滞納されますと、支払命令の申立、住宅の明渡し請求、差押え等の法的措置をとることになります。
4. 家賃は、毎年度、世帯の収入額などによって変わります。
5. 犬、猫などの動物を飼うことは近所迷惑等となりますので、禁止しています。
6. 町営住宅では、各団地で住宅管理人を定めて、町営住宅管理事務の補助を行っていただく必要があります。